

令和4年8月25日

保護者の皆様

摂津市立鳥飼東小学校

校長 中嶋 和明

令和4年度『いじめに関する取組み』について（要約版）

平素は、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年12月に実施しました学校アンケート（保護者対象）の結果から、本校の『いじめに関する取組み』について、「否定的」及び「わからない」の回答割合が高い傾向が伺えたことから、以降、積極的な情報発信の必要性を感じ、学校HPのブログ『東っ子日記』を中心に日々の教育活動の様子をお伝えするべく更新に励んでまいりました。令和4年度『いじめに関する取組み』に関しまして、現在までの主な取組みの内容（要約版）を時系列に沿って、ご紹介いたします。HPも一緒にご覧いただき、ご家庭でもいじめ防止に向け話し合っただけいただけますと幸いです。ご理解・ご協力をお願いいたします。

【主な取組みの内容】

- ①学級担任を中心として、年間を通じ学級活動や道徳をはじめ、あらゆる機会に**未然防止の指導**を実施。
- ②児童との日常会話、保護者との連絡帳・電話・懇談、他の保護者からの情報等、**サインを見逃さない**。

- ③毎週（木）の2限目に『**すこやか委員会**（生活指導担当者会議）』を開催。

管理職、首席、生指担当、養護教諭、支援教育 CN、SC、SSW、SSW サポーター等間で情報共有を図る。



←4/14 HPで紹介

- ④**校内メール(掲示板)**を活用して、『すこやか委員会』等の会議録を回覧し、全教職員で情報を共有。
 - ⑤いじめを発見した段階で、**保護者(加害、被害とも)へ連絡し、摂津市教育委員会へも報告**。
 - ⑥速やかに**ケース会議を開催**（組織的な対応策を校内で検討し、実行する。また、再発防止に努める）。
- ★特に重大案件については、本校の『いじめ防止基本方針』に基づき、摂津市教育委員会の担当者にも同席を依頼し、少年サポートセンター（子どもの立ち直り支援機関）等へ報告・連絡・相談を行う。



- ⑦**スクール・ロイヤー**を招き、**教職員向けに『いじめ対策研修』を実施**。

←4/18 HPで紹介 本校で起こったいじめ事例を元に、具体的に組み込まなければならないことや会議録の作成などについて、弁護士から法的な視点による指導・助言。研修後、本校の『いじめ防止基本方針』を改訂。**4/18 HPへ改訂版を再掲**

- ⑧**豊中少年サポートセンターから講師を招き『非行防止教室』（5年生対象）を実施**。**5/27 HPで紹介**→

暴言・暴力を含む犯罪防止に向けてペープサート等を用いての講話。



⑨第五中学校区での生活指導部会を開催。

6/8 HPで紹介→

各校長・養護教諭・生活指導担当者が出席し、各校の様子について情報交換。各校が持ち回りで定期開催。



⑩人権集会「いじめについて考える」を実施。

←7/7 HPで紹介

校長講話「七夕の願い事からみえる望ましい友達関係について」、絵本「いじめっこ」の読み聞かせを行い、全校でいじめについて考えた後、全員が振り返り（感想文）を記入。

⑪摂津警察署少年係から2名の警官を招いて『非行防止教室』（6年生対象）を実施。

7/11 HPで紹介→

夏休みを目前に控え、SNSトラブルや交通事故防止等についての注意喚起。



⑫大阪府教育庁からの『学校訪問』。

←8/2 HPで紹介

夏季休業期間を利用し、大阪府教育庁から生徒指導アドバイザーの先生が来校。

1学期の取組みを説明。その後、指導・助言。

⑬鳥飼東公民館に設置された「悩み相談箱」へのいじめ被害相談など、近隣施設からの情報提供。

⑭『生活アンケート』を学期毎に実施。＜7月（実施済み）、12月・3月（実施予定）＞

★いじめ事案については、内容がそれぞれ異なるため、ケース・バイ・ケースの対応が求められることが多く、発見した際には、『①関係児童（被害・加害）から詳しく話を聴き取る（片方の言い分を鵜呑みにせず、両者の言い分を聴き、食い違いを擦り合わせる）→②必要に応じて、周りの児童からも話を聴き取る→③加害児童に反省を促す→④同じ過ちを繰り返さないよう、加害児童に約束させた上で謝罪の場を設ける（場合によっては、保護者に同伴いただく）→⑤関係児童（被害・加害）の様子を3か月以上見守り（モニタリング）、再発防止を図る。』という一連の流れに沿って指導にあたります。

★特に、コミュニケーション能力の不足（自分の思いを相手に上手く伝えられない）や、相手への思いやりの不足（相手の気持ちを押し量ることができない）などによって、小さなトラブルから大きなトラブルに発展してしまうケースがよくあります。集団生活を送る学校で、対人関係づくりの未熟な児童が、日々、顔を合わせ、様々な学習活動を行います。今後も「いじめは絶対に許さない」ということを児童に粘り強く語り続けるなど、職員一同、力を合わせて指導にあたります。

【用語の解説】

CN＝コーディネーター（調整を行う担当者）、SC＝スクール・カウンセラー（学校現場で子どもや保護者の心のケアや支援をする担当者）、SSW＝スクール・ソーシャル・ワーカー（教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的知識や技術を有する担当者）、スクール・ロイヤー（学校で発生する様々な問題について、子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士）